

民間機関を活用した多様な職業訓練機会の確保

公共職業訓練（離職者向け職業訓練）

○主に雇用保険受給者（例えば一定の職業経験を有し、基礎的な能力を有する者）に対して、実践的能力を習得する職業訓練を実施

＜委託訓練＞（委託元は都道府県）

- ・委託先：民間教育訓練機関等
- ・訓練コース：事務基本科、介護福祉士養成科 等
- ・訓練期間：標準3か月（最長2年）

求職者支援訓練（求職者支援制度における職業訓練）

○主に雇用保険を受給できない方（例えば非正規雇用労働者や就業経験の無い者等）に対して、基礎的能力から実践的能力までを一括して付与する職業訓練を実施
➢受講者の多様な状況に対応できるよう、基礎的能力のみを付与する訓練も設定

○実施機関：民間教育訓練機関等（訓練コースごとに厚生労働大臣が認定）
訓練コース：ビジネスパソコン基礎科、介護職員初任者養成科等
訓練期間：2～6か月

※訓練期間中、収入・資産など一定要件を満たす方に職業訓練受講給付金を支給